

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

			資料番号	26	担当課	循環型社会推進課
法令名	愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	根拠条項	7-3	不利益処分の種類	不適正な土砂等の埋立て等に対する措置命令	
<p>(土砂基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等)</p> <p>第7条(略)</p> <p>(中略)</p> <p>3 知事は、土砂等の埋立て等に供し、又は供された区域内の浸透水が水質基準に適合していないことを確認したときは、当該土砂等の埋立て等をし、若しくはした者又は当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者に対し、当該土砂等の埋立て等の中止、その原因の調査その他生活環境の保全上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>						